

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給	☐ 手当(新設)	☒ 手当(既存の増額)	☐ 賞与	☐ その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	☐ 就業規則の見直し ☐ 賃金規程の見直し ☐ その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容)				
	賃金改善を行う賃金項目： 基本給、処遇改善手当、夜勤手当、特殊業務手当、賞与（一時金） 賃金改善を行う方法： 6月から5月の基本給に13,000円（1人当たり）増額し、処遇改善手当として毎月15,000円（1人当たり）を支払う。また、夜勤手当、特殊業務手当、3月に一時金を支払う。				
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	平成	21	年	10	月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

口 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

経験・技能のある介護職員 の考え方	☐ ①当法人の定める基本給表における等級が2等級以上であること ☐ ②当法人での在籍年数が10年以上であること ☐ ③介護福祉士資格を保有していること
賃金改善を行う職員 の範囲	☒ (A)経験・技能のある介護職員 ☒ (B)他の介護職員 ☒ (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の 種類	☐ 基本給 ☐ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他
具体的な取組 内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	○年度末に特定処遇改善加算の賞与(一時金)による支払 経験・技能のある介護職員 200,000円 他の介護職員 100,000円 非常勤職員は労働量に応じ月額雇用職員は75%、時給雇用職員は50%を支給 その他の職種 50,000円 非常勤職員は労働量に応じ月額雇用職員は75%、時給雇用職員は50%を支給
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	